

## 現任介護職員等研修支援緊急雇用創出事業概要

三重県 健康福祉部 長寿社会室

### 1. 趣旨・目的

介護福祉の現場で、慢性的な人手不足等によって福祉サービスに従事する職員（以下「現任職員」という。）が十分な研修機会を付与できていない現状にある中で、国の緊急雇用創出事業臨時活用交付金を活用して、事業者が現任職員を研修・講師派遣に参加させる場合に必要な代替職員を新たに雇用することにより、現任職員の資質向上を図るとともに、地域における更なる雇用創出を図ることが目的で実施する事業です。

### 2. 委託先

研修計画を提出し、委託要件を満たすと県が認めた介護保険サービスその他の福祉サービスを行う法人。

### 3. 委託事業内容

（１）現任職員を研修・講師に派遣するため、代替職員を新たに雇用する。

①現任職員の資質向上を図るため、事業者が策定する研修計画に基づき、当該現任職員を外部の研修に参加させる場合に必要な代替職員を新たに雇用する  
本事業の対象となる研修は以下のとおりで、平成21年11月1日から平成22年3月31日までのものとする。

〔対象となる研修〕

- ・ 介護職員基礎研修
- ・ 訪問介護員研修（１級課程・２級課程）
- ・ ユニットケアリーダー研修
- ・ 認知症介護実践者等養成事業に基づく各種研修
- ・ 介護支援専門員資質向上研修事業に基づく各種研修
- ・ 障害者自立支援法に基づくサービス管理責任者研修
- ・ 障害者自立支援法に基づく相談支援従事者研修
- ・ 県又は事業者団体等が実施する研修等（県が三重県社会福祉競技会に委託して実施する社会福祉施設職員研修や三重県社会福祉協議会が実施する介護福祉国家試験対策講座等を含む。）
- ・ その他現任職員の資質向上に特に有益であると県が認める研修等
- ・

②外部機関からの依頼に基づき、職員の資質向上のための研修における講師として現任職員を参加させる場合に必要な代替職員を新たに雇用する

- 上記の研修で、研修日程が平成21年10月1日～21年11月15日までの研修があった場合、事業対象期間は、平成21年11月1日～11月15日までとなり、10月1日～10月31日は、事業対象外となります。
- 職場内での研修は対象外。
- 事務職員の研修は対象外。

(2) 代替職員の雇用期間は連続して6月とする。なお、本事業により雇用する代替職員の雇用期間については、1年間が限度となる（緊急雇用創出事業における労働者の雇用・就業期間は原則6月未満とされているが、介護・福祉分野の事業については当該期間について1回に限り更新が認められているため。）。

※平成21年度は、年度途中からの事業のため、「連続して6月」を「連続して3月」とする。

(3) 現任職員が研修・講師として参加する日数は、代替職員の勤務日数の4分の1以上とする。

現任職員が研修・講師に参加する際だけ代替職員が勤務したり、研修・講師に参加する現任職員1人につき代替職員1人であったりすることは、現実的ではなく、法人単位でみて、現任職員が研修・講師として参加する日数は、代替職員の勤務日数の4分の1以上とします。すなわち、代替職員は、残りの最大4分の3までは、通常の介護業務や他の業務に従事することが可能となります。

具体的事例をあげると、事業者が、年間200日勤務の職員を雇用した場合、当該事業者の現任職員が研修・講師に参加する日数の合計が50日以上であることが必要となります。

※参考例 (福)「みえの会」の現任介護職員2名が、それぞれ以下の3つの研修を受講した場合の代替職員の雇用できる日数。

|                  |          |              |
|------------------|----------|--------------|
| (A) ユニットケアリーダー研修 | 研修期間4日間  | (4日×2名＝ 8日)  |
| (B) 介護職員基礎研修1級   | 研修期間10日間 | (10日×2名＝20日) |
| (C) 認知証介護実践研修    | 研修期間12日間 | (12日×2名＝24日) |
| 派遣延べ日数           |          | 52日          |

研修(A) + (B) + (C) の3つの合計派遣研修日数が52日となり、(52日×4倍)＝208日となり、最長で208日分の日数で、代替職員を雇用することが可能となります。

#### 4. 委託料の内訳

代替職員の雇用するのに必要な経費を支援します。

賃金（賃金等は県の支給基準に準拠）＋各種手当（通勤手当、賞与等）＋社会保険料に係る事業主負担分＋事務費（ユニホーム、作業靴等の消耗品費）総計。

なお、法人が事業費以外の財源を用いて当該代替職員の人件費を積み増しすることも可能である。

※代替職員を3ヶ月雇用した場合の積算例

代替職員の賃金（賃金 7,550 円＋通勤費 1,010）×22 日×3 ヶ月＝594,960 円（1）

社会保険料事業主負担分 594,960 円×0.14＝83,294 円（2）

事務費（ユニホーム代、作業靴代 20,000 円）（3）

合計（1）＋（2）＋（3）＝698,254 円

#### 5. スケジュール

○21年度事業分については、県議会終了後に、

募集期間 平成21年10月21日～10月27日（健康福祉部 長寿社会室に提出）

事業選定期間 平成21年10月27日～10月30日

委託契約を締結 平成21年11月1日～

○22年度事業分については、事業内容が決定次第、三重県長寿社会室HPに掲載して、お知らせします。